

ID: 1006

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	変更等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	山口県屋外広告物条例 第10条第1項		
例 規 番 号	昭和41年 山口県条例第41号		
【根拠条文】 (変更等の許可) 第10条 第5条又は第6条第3項若しくは第4項に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、知事の許可を受けなければならない。 2 知事は、前項の許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な条件を付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	10日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日